

医師を対象とした 病児保育支援体制構築事業について

(緊急的な病児預かり)

茨城県では、子育て中の医師が継続して就業できる環境を整備するため、子どもの体調不良時でも安心して勤務できる体制の整備を促進しています。

事業内容

子育て中の医師が、子どもの急な発熱等により、自分が担当する診療業務など、急遽できなくなってしまうような事態を心配することなく、安心して勤務できる体制を整備することを目的とし、病院における病児保育のシステム構築を進めるとともに、次に定める区分の経費の補助を行います。

補助費対象経費

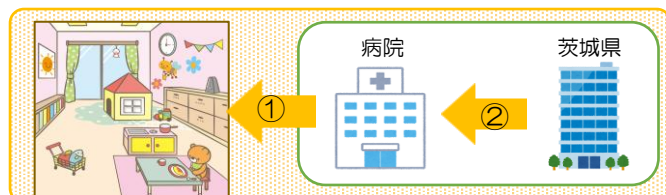
区分	想定事業	補助額
(1) 施設整備費 【ハード事業】	ア 病児預かりのためのスペース整備 イ 病児預かりのためのスペースで使用する備品購入 ウ その他病児預かりのために必要な施設整備	上限 1,500,000 円
(2) 病児保育 利用料等 【ソフト事業】	ア 病児保育料 イ ベビーシッターやファミリーサポートセンターの利用料 ウ ベビーシッター会社との法人登録料	上限 500,000 円

対象事業者 事業所の所在地が県内にあり、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同法第2項に規定する診療所

補助率 1/2

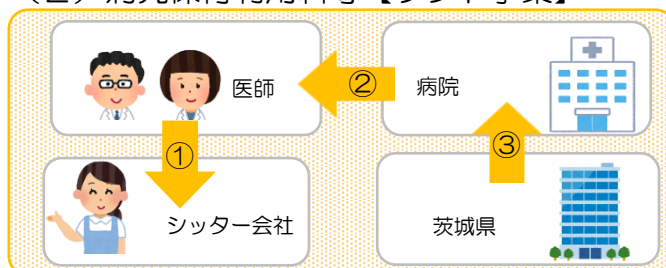
補助の流れ

(1) 施設整備費【ハード事業】



- ① 病院は病児預かりのためのスペースを整備する。
- ② 県は、整備にかかった費用の 1/2 を補助する。

(2) 病児保育利用料等【ソフト事業】



- ① 子どもを預けた医師が、シッター会社やファミリーサポート等に保育料を支払う。
- ② 病院は、医師が支払った保育料に対して補助を行う。
- ③ 県は、病院が支払った保育料の 1/2 を病院に補助する。

病児保育スペースについて

新たに『病児保育室』を院内や保育所内に設置するには病児保育スペースの確保が必要となります。院内保育所の一部を病児保育室として利用する他、駐車場など病院敷地内に設置可能なスペースがある場合には、比較的、短工期で低コストのプレハブ住宅やユニットハウス等で造られた病児保育室を設置することが可能です。また、敷地内に設置可能なスペースを用意することが難しい場合、院内外の倉庫、会議室や当直室、院外にある宿直者用アパートやレジデント宿舎等でも、病児保育に必要な物品を配置することで、十分に病児保育スペースとして利用することが可能です。

なお、病児保育室が満室のため医師の自宅で病児保育を行った場合も、本事業の補助対象となります。

病児保育支援体制導入のメリット

働く職員にとってはもちろん、雇用側にもメリットがあります。

いざという時のセーフティーネットがあれば「結婚・出産後も長く働き続けることができる」という安心感につながり、優秀な職員が長く生き活きと働ける環境が作れます。離職を減らし、やる気を引き出す効果が期待できます。



【お問い合わせ先】

茨城県保健医療部医療局医療人材課 医師確保担当

TEL:029-301-3191 e-mail: i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

(受託者) 一般社団法人茨城県医師会 医師就業支援相談窓口

TEL:029-241-7467 e-mail: dr.support@ibaraki.med.or.jp